

愛媛県子育て世帯生活応援給付金 (住民税均等割のみ課税子育て世帯分)のご案内

- 子育て世帯の支援のため愛媛県が独自に実施する給付金です。
(1世帯当たり3万円)
- 給付金を受け取るためには、**申請が必要**です。
※ 申請は、郵送またはWEBで受け付けています。
※ 紙の申請書や提出用封筒の配布先は、県の給付金ホームページをご覧ください。
(申請書は、県の給付金ホームページからダウンロードすることもできます。)
- 市町村から住民税非課税世帯等に対する給付金等(1世帯3万円)の支給を受けた方は、**この給付金を受け取ることはできません**。
※ 併給できない給付金については、県の給付金ホームページでご確認ください。



1. 支給対象者(支給要件)

①②の両方に当てはまる方

令和5年6月1日(基準日)時点で愛媛県内に住民票がある
「2. 支給対象児童」を養育する父母等

①

※ 基準日に愛媛県内に住民票があり、令和5年6月2日以降にお子さんが生まれた場合も、対象となります。
※ DV等で避難しているため、住民票の住所が異なる方は下の問い合わせ先へご連絡ください。

■ 世帯全員が**令和5年度住民税均等割のみ課税**の世帯
または

② ■ **令和5年度住民税均等割のみ課税**の方と**令和5年度
住民税非課税**の方で構成されている世帯

※ 愛媛県内の均等割は5,700円(市町民税3,500円、県民税2,200円)です。
※ 住民税については、裏面をごらんください。

2. 支給対象児童

▶ 平成17年4月2日から令和6年3月31日生まれの児童

▶ 平成15年4月2日から令和6年3月31日生まれの障がい児

※ 障がい児は、特別児童扶養手当の支給対象児童や児童扶養手当の支給対象となっている児童、身体障害者手帳1級~3級を所持する児童、療育手帳Aを所持する児童、重度心身障がい者医療費の対象児童、精神福祉手帳1級~2級を所持する児童が対象になります。

3. 支給額

1世帯当たり 一律 **3万円**

※ 市町村から住民税非課税世帯等への給付金等(3万円)の支給を受けた方は対象外

【お問い合わせ先】

愛媛県子育て世帯生活応援
給付金コールセンター
(受付時間:平日9:00~17:00)

000-
000-0000



愛媛県子育て
世帯生活応援
給付金
ホームページ

4. 申請手続

- ▶ 申請書を必要書類とともに、**郵送**または**WEB**でご提出ください。
※ 必要書類や申請書の書き方などは、県の給付金ホームページをご確認ください。
- ▶ 申請内容を確認し、支給要件に該当する方に対して、指定口座に給付金を振り込みます。



「愛媛県子育て世帯生活
応援給付金」の“振り込め
詐欺”や“個人情報の詐取”
にご注意ください。

ご自宅や職場などに愛媛県やその職員などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、愛媛県や最寄りの警察署（または警察相談専用電話（#9110））にご連絡ください。

5. 申請期限

- ▶ **令和5年12月31日までに生まれたお子様**
令和6年2月16日（金）締切【必着】
- ▶ **令和6年1月1日から3月31日に生まれたお子様**
令和6年5月16日（木）締切【必着】

住民税について

○ 住民税とは

- 子育て世帯生活応援給付金における「住民税」とは、県及び市町が個人に課税する「個人県民税」と「個人市（町）民税」のことを意味します。
- 令和5年度の住民税は、令和5年1月1日の住所地で課税されます。

○ 「均等割」と「所得割」について

- 住民税は、「均等割」と「所得割」で構成されています。

均等割	前年の所得金額の多少にかかわらず、一定の所得がある方全員が均等に負担
所得割	前年の所得金額に応じて負担

○ 「均等割」と「所得割」の税額確認方法

- 令和5年6月頃にお手元に届いた住民税の税額決定通知書をご確認ください。
- 住民税の通知書が手元にない場合、再発行はできないので、本人または同居親族の方が本人確認書類を持参のうえ、住民税課税市町村の住民税担当課窓口でご確認ください。（課税証明書の発行が必要な場合は、発行手数料がかかります。）
- 給付金の支給対象となるか否かの確認は、お手元に住民税の税額決定通知書や所得課税証明書をご準備の上、給付金コールセンター（***-***-****）にお問い合わせください。

【税額決定通知書（例）】

税額	市 民 税	所得割額	0
	均等割額	0	
税額	県 民 税	所得割額	0
	均等割額	0	
【住民税均等割非課税】 所得割額、均等割額 ともに非課税(0円) 給付金対象外			
税額	市 民 税	所得割額	0
	均等割額	3 500	
税額	県 民 税	所得割額	0
	均等割額	2 200	
【住民税均等割のみ課税】 所得割額は非課税(0円) 均等割額は課税 給付金の支給対象			
税額	市 民 税	所得割額	114 000
	均等割額	3 500	
税額	県 民 税	所得割額	76 000
	均等割額	2 200	
【住民税所得割課税】 所得割額、均等割額 ともに課税 給付金対象外			

愛媛県子育て世帯生活応援給付金（住民税均等割のみ課税世帯）の支給対象者となる場合は、そちらの給付金も併せて受け取ることができますので、忘れずに申請をしてください。